

千葉県中央会・JA千葉中央会 農商工連携で合意

本会とJA千葉中央会は、9月17日、千葉県農業会館において「農商工連携に係る懇談会」を開催した。

これは農商工等連携促進法の成立時の全国中央会とJA全中の合意を受けて、千葉県レベルでの連携を深めていくことで合意した。

当日は、本会から坂戸誠一会長、千葉県農業協同組合中央会からは林茂壽会長、全国農業協同組合連合会千葉県本部から小野崎一男副本部長等が、千葉県からは高橋渡商工労働部長、衣田茂農林水産部長等が出席した。

懇談会では①農業者・商工業者の所得向上を通じ、地域経済の活性化を図る②地域の農産物を利用した新たな商品開発等により付加価値を創造し地域ブランド作りを進める③この取り組みをふまえて、消費者に多様で高品質な農畜産物や食品等を提供し、千産千消千産全消への取り組みを通じ、千葉県経済の発展に貢献する、3点の目標を農商工連携を通して達成を目指すことで合意した。

組合運営特別講習会

本会は9月25日、千葉市内において組合運営特別講習会を開催した。

講習は「不況に負けない経営力をつける〜上手な資金の作り方〜」と題して公認会計士・中小企業診断士の土屋晴行先生が適正な会計処理に基づく決算書を作成することの意義、財務情報の経営活動の活用法、上手な資金繰り等についてのケーススタディーが行われた。

千葉県へ発注増大の陳情

千葉県官公需適格組合受注促進協議会（会長 鹿野新一郎）は、10月1日、千葉県商工労働部経済政策課等、県の関係方面に、①官公需適格組合の積極的活用②少額随意契約の活用③分離・分割発注の推進④地元中小企業者の活用などについて陳情を行なった。

鶴田全中会長 直嶋経済産業大臣に要望

全国中央会は、10月8日、日本商工会議所、全国商工会連合会

全国商店街振興組合連合会とともに、「経済産業大臣と中小企業関係団体との懇談会」を、都内で開催した。

懇談会では、直嶋正行経済産業大臣に対し、各団体が要望を行い、全国中央会の鶴田会長からは①仕事を生み出す景気対策の早期実施②中小企業連携組織対策等の強化③中小企業に配慮した雇用対策の推進等について要望を行なった。

中小企業新連携推進県大会

本会は10月14日千葉市内において、千葉県異業種交流融合協議会、千葉県中小企業団体青年中央会、中小企業異業種交流財団、雇用・能力開発機構千葉センターと共催で「中小企業新連携推進県大会」を開催した。

大会は東大阪宇宙開発（協）の竹内修理事の「魅力ある連携組織に向けた事業展開」と題する基調講演の後、3分科会に分かれてパネルディスカッションと全体交流会が行なわれた。

レディース中央会 全国フォーラムin滋賀

全国中小企業団体中央会、滋賀県中小企業団体中央会主催の「レディース中央会全国フォーラム」が10月20日滋賀県大津市のホテルで開催された。

琵琶湖漁師の戸田直弘氏が「葦よし 琵琶湖と環境」と題する基調講演、しが中小業女性中央会の活動報告交流パーティーが行なわれ、本県からは小松美智子会長と高澤恵子監事が出席した。

全国大会実行委員会

11月19日に千葉県で開催される、第61回中小企業団体全国大会の実行委員会が10月15日、幕張メッセ国際会議場で開催された。

委員会は大会運営の準備について、参加申込状況、表彰、大会誌の作成、物産フェア等の進捗状況の報告と、今後の進め方について検討され、スケジュールの最終の詰めを行なった。

組合法・団体法施行周年記念 表彰

中小企業等協同組合法施行60周年及び中小企業団体の組織に関する法律50周年記念表彰で千葉県からは次の者が表彰された。

【組合法関係】▼経済産業大臣表彰 千葉県セメント卸（協）、坂戸誠一（千葉鉄工業団地（協））▼中小企業庁長官表彰 篠原敬治（ふなばしインタックス（協） 小関邦夫（千葉県農業機械商業（協）） 小名木隆満（千葉県ビルメンテナンス（協））▼全国中小企業団体中央会会長表彰 神子勇（千葉県コンクリート製品（協））長橋敏男（流山工業団地（協））藤崎秀臣（千葉県ビルメンテナンス（協））根本庸子（千葉県セメント卸（協））三浦正紀（千葉県農業機械商業（協））鳥飼政枝（千葉県室内装飾事業（協））鈴木勇（千葉港湾運送事業（協））

【団体法関係】▼農林水産大臣表彰 高橋弘之（千葉県菓子工業組合）▼全国中小企業団体中央会会長表彰 桐谷尚登（千葉県自動車整備商工組合）和田一雄（千葉県自動車整備商工組合 相馬幸司（柏市廃棄物処理業協業組合）

文化の日千葉県知事表彰

高橋啓治（流山工業団地（協））

三方を海に囲まれた千葉県。太平洋側では黒潮と親潮が交わるため、さまざまな種類の魚介類が水揚げされます。さらに、温暖な気候により人々は畜産や農産品の改良に工夫を重ね豊かな実りを得てきました。一方、工業製品の出荷額も商品販売額も千葉県は全国有数の地位を占めております。

千葉県の県土は神奈川県と東京都を合わせたよりも広いのです。県内総生産は全国第7位、農産出荷額は第2位、海面漁業漁獲量は第7位、製造品出荷額等第7位、商品販売額第9位とすべての分野で全国トップ10に入っているのは千葉県だけだそうです。

また、成田国際空港の旅客数は世界第7位、航空貨物取扱量は世界第3位です。さらに年間1千万人を超える観光客が訪れる施設が東京ディズニーリゾートと成田山新勝寺と二つもあります。このほか、海ほたるPAや幕張メッセも県の人口（618万人）を上回る多くの人々が訪れています。

幕張新都心

平成元年に幕張メッセの開業とともにスタートした幕張新都心が、

今年20周年を迎えました。

そして、この幕張メッセイベントホールを舞台に、第61回中小企業団体全国大会が今月19日に開催されます。大会は、わが国の経済構造が激変する中で、中小企業が連携の環を広げて中小企業組合組織をより強固にする契機とするために「激動のとき 今こそ發揮 団結の力！」をキャッチフレーズに、自らの決意を表明するとともに、国等に対して中小企業組合を中心とする連携組織の成果を示し、これら連携組織を通じた中小企業の振興・発展が豊かな社会の実現を図るための礎であることを千葉県から全国に発信するものです。

東葛テクノプラザ

東京大学や千葉大学など世界の

トップレベルの学術研究機関がくばEIX沿線に立地して国際学術都市を形成しています。

その中核施設の一つとして設置されたのが東葛テクノプラザです。テクノプラザは県内の中小企業の支援機関として県内の理工系大学や産業支援技術研究所等との連携のもとに、新技術やシステムの導入のための技術アドバイス、共同研究をコーディネートしています。

かずさアカデミアパーク

かずさアカデミアパークは東京湾アクアライン等の幹線道路網の整備により、大きな可能性を有する上総丘陵に、研究開発機能の集積を図る研究開発クラスターです。

現在「かずさDNA研究所」をはじめ、バイオテクノロジー、情

報通信、新素材など先端技術産業分野の研究が集積する国際的な水準を誇るサイエンスパークです。

成田エアポート

成田国際空港は開港後31年を経て今年の10月22日には、やっと平沼滑走路の延伸によりジャンボ機も発着可能な滑走路が2本になったことにより、世界へつながるゲートウェイとなりました。

さらに、来年には東京都心と成田を最速36分で結ぶ「成田新高速鉄道」が開業する予定で、県内の沿線エリアは東京・成田スカイゲイトシティに生まれ変わるものと期待されています。

東京湾アクアライン

木更津市と川崎市との間をわす

か15分で結ぶ自動車専用道路で、川崎側の9.6kmがトンネル、木更津側の4.4kmが橋になっており、その境の人工島には世界でも珍しい海上に浮かぶ「海ほたる」PAが設けられています。

アクアラインの開通によって、千葉県の半島性が解消されたために対岸地域との文化交流が盛んになり、首都圏の物流が一層活発になりました。

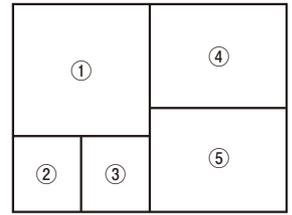
8月からはETC車に限り通行料金を平日・休日問わず普通車800円など全車種にわたって引き下げる社会実験を実施しています。ますます近くなった千葉県に、東京湾をひと歩き、ぜひおこしく下さい。

今月19日の「中小企業団体全国大会」お待ちしております。



千葉県のポテンシャル

第61回中小企業団体全国大会
お待ちしております



- ① 幕張新都心
- ② 東葛テクノプラザ
- ③ かずさアカデミアパーク
- ④ 成田エアポート
- ⑤ 東京湾アクアライン



「インサラン」の目

二宮金次郎（尊徳）の経営革新

はじめに

かつて小学校の校庭には二宮金次郎の銅像があった。薪を背負って、本を読みながら歩いている少年時代の金次郎の姿である。二宮金次郎は一般的には刻苦勉励の象徴として知られている。先日、栃木県内を車で走っていて、古い木造建築の前にその金次郎像を見つけた。



報徳神社の二宮金次郎像

久しぶりに見た金次郎像に興味を抱いたこともあり、その後金次郎の生涯と業績を調べ、その足跡を訪ねてみた。今回は企業経営の立場で、現在に通じる金次郎の業績について紹介する。

二宮金次郎の生涯

二宮金次郎は天明七年（1787年）

相模の国、栢山村（小田原市栢山町）で比較的裕福な農家の長男として生まれた。時は天明の大飢饉の後であり、武家も農民も疲弊していた。寛政三年（1791年）に栢山村近くを流れる酒匂川が決壊し、二宮家は農地に壊滅的打撃を受けた。金次郎は十二歳で病気の父利衛門に代わり、酒匂川堤の復旧工事の役務に従事する。大人たちの役に立ちたい一心から、ワラジを作って提供したり、堤の地盤を強固にするために酒匂川堤に二百本の松苗を植えたり、と言う話が残っている。現在でも金次郎が植えたと言われる松が大きく育っており、周辺の水田と共に美しい景観となっている。寛政十二年（1800年）に父が死去し、享和二年（1802年）十六歳の時、母と死別し、一家は離散してしまふ。金次郎は叔父の万兵衛の家で暮らすこととなる。朝から晩まで働き、夜は好きな読書に励む毎日であった。万兵衛が夜行灯の油を使うのはもったいな

いと言うことに対して、自分で菜種を植え、それを油屋で油と交換して、夜の読書に当てたと言う逸話も残っている。

やがて彼は万兵衛の家を出て、名主の岡部家など数件に奉公し、給金をためて田圃を買い戻していく。二十歳の時自分の生まれた土地に小さな家を建て、自立した生活をスタートした。彼は荒地を耕し、野菜を作り、山から薪を拾い、小田原の城下まで売りに行った。

こうして金がたまると農地を買い戻していき、三十一歳の時には3町8反余りの田地を保有する栢山村でも指折りの大地主となった。金次郎は所有した農地での作業は小作人に任せて、自分はあちこちに奉公している。自分の能力を向上させたいと考えてのことである。同時に、現金収入の大切さも認識していたものと思う。

二十五歳の時、小田原藩家老の服部家の屋敷に若頭として奉公することになり、高い学識を買われ

て三人の子息の家庭教師を頼まれる。その後、この服部家の財政逼迫の救済を依頼され、再建を果たす。金次郎は服部家の使用人に対して一種の信用組合的な金融事業を実験する。この仕組みはその後小田原藩救済の時にも活用され、五常講と呼ばれた。

金次郎が小田原藩の命により、農村改革を始めたのは文政六年（1823年）小田原藩の飛び地であった桜町領三か村（現在の栃木県芳賀郡二宮町、一部真岡市）の改革からである。金次郎三十七歳の後、北関東から東北にかけての各藩六百ヶ村以上の農村改革を行い、成果を上げている。

天保七年（1836年）、五十歳の時、小田原藩主大久保忠真の依頼で、藩内の困窮していた村々の救済を行う。五六歳の時、幕臣（御家人）に登用され、六十七歳で幕府直轄地日光の改革の命を受けた。その頃より病に

臥すことが多くなり、安政三年（1850年）栃木県今市市において六十九歳

で逝去した。慰霊は今市市の如來寺に永眠している。

金次郎の改革手法

金次郎の農村改革の手法（「仕法」と呼ばれる）は概ね以下のようなものである。

①まず、過去の米の生産高を詳細に調査して、生産実績に合わせて納税額と農民の取り分を決定する。これは「分度」と呼ばれて全ての改革の基本となる。

②農民は勤勉に働くことよって、米の生産量を増やす。また、日常生活は節約をして余剰金を生み出し、生活にゆとりを持たせる。

③生産高と分度との差額（「分外」と言う）は金次郎が預かり、次の投資の原資とする。分外の資金を使って新田開発などを行う。



金次郎生家前の「回村の像」

また、金次郎の「仕法」の中には多くの倫理的な側面がある。物や人に備わる良き、取り得、持ち味のことを「徳」と名づけ、それを生かして改革を行うのが金次郎

流の仕法である。

現在に通じる経営革新のポイント

金次郎の偉業は経済破綻した武家財政の救済や困窮した農村の村おこしであり今で言う経営革新、経営再建と言える。金次郎の仕法を通して現在にも通じる企業経営の指針や教訓を幾つかご紹介しよう。

①積小為大

小さいことを積み重ねてこそ、大きなことが達成できるといふことである。企業経営においても一攫千金はありえない。昨今の経済危機の中では、日々の販売努力や生産性向上など地道な積み重ねが企業発展の原動力となることを認識すべきであろう。「積小為大」と言う言葉は金次郎が子供のころから学問や仕法において実践してきた基本となる行動指針である。

②現場主義

金次郎は改革の主役は現場であると考えている。服部家の財政再建に当って、現場で働く下僕や下女、中間たちの裁量に全てを任せている。又金次郎は農村の改革に当って自ら村々を見て回り、その状況を自らの目で把握していた。現在の経営においても、経営者は

製造現場や客先の声などを直接見たり聞いたりすることにより、経営判断することが大切である。

③入りを量りて、出ずるを制す

経営においては収入と支出のバランスを考えることが重要である。収入以上に支出をすれば企業は赤字やキャッシュ不足に陥るのは当然である。金次郎は武家の財政再建に当って、実質の収支を詳細に計算し、藩主や家臣たちに節約の実行を強いている。しかし、「入り」を固定して考えているわけではなく、新田開発など「入り」を増やす努力も推奨している。

④事前調査、計画の重要性

荒廃した桜町領の改革に当って、金次郎は四回現地に足を運び、収穫量、土地の荒れ具合、用水や排水の状況、人口の増減などを詳細に調査している。このようにどの農村改革においても金次郎は事前の詳細な調査と分析を行い、実態調査に基づいたマスタープランを作成してから、改革に着手している。現在の企業経営においても、詳細に現状を分析した後、それを元に経営計画を策定し、実行に移すことが必要である。

⑥コミュニケーション重視

金次郎の仕法の施策として「芋コジ」といわれるコミュニケーション技法がある。「芋コジ」とは、芋を桶に入れて洗っていく過程で芋が擦れ合って、きれいになっていくことを言う。皆で討議して衆知を結集すること、即ちミーティング、会議である。経営においても良好なコミュニケーションは経営力を強化する上で重要である。

最後に

昨年来の米国発金融危機の影響で、多くの中小企業は苦境の中にいる。このような時にこそ金次郎の言う「勤勉、節約、推譲」の精神が必要であろう。

終戦後、占領軍の某少佐は「二宮尊徳翁は、日本が生んだ最大の民主主義者である」と評価し、昭和二十一年に発行された一円紙幣のモデルになったのである。

昔まく 木の実大木となりけり
いままく木の実 のちの大木ぞ

（金次郎作 道歌より）

参考 二宮尊徳に学ぶ経営の知恵

（大貫章著）他

（中小企業診断士 安藤 孝）

組合Q&A

中小企業組合制度

中小企業組合制度

中小企業の組合制度とは、中小規模の事業者、勤労者などが相互扶助の精神に基づき組織化し、共同して事業に取り組むことによって、技術・情報・人材等お互いの不足する経営資源を補完するための組織です。その根拠は中小企業等協同組合法(以下「組合法」という。)と中小企業団体の組織に関する法律(以下「団体法」という。)に規定されており、①事業協同組合②事業協同小組合③火災共済協同組合④信用協同組合⑤協同組合連合会⑥企業組合⑦協業組合⑧商工組合⑨商工組合連合会をいいます。

また、この他に街づくりや地域商業の活性化を図るための商店街振興組合法に基づく商店街振興組合・同連合会があります。

協同組合、企業組合、協業組合

▽事業協同組合(組合法)

中小企業者が主体性を維持し、相互扶助の精神に基づいて、共同で生産・加工・購買・販売等の事業を行い、組合員が組合の事業を利用することによって、組合員の経営の近代化・合理化を図ることが目的です。最近では異業種・融合化連携による技術等の経営資源の相互補完により、新規事業展開を目指す組合も出てまいりました。

▽企業組合(組合法)

個人の組合員が自己の資本と労働力のすべてを組合に投入し、組合自体が一個の企業体として事業を行うもので、個人が創業する際に、会社に比べて設立時の事務手続きが比較的簡単に法人格が取得でき、しかも有限责任のメリットを享受できるように考えられた簡易な会社ともいえるべき組織です。

最近では企業をリタイアした人材や、ワークスペース・コレクティブの主婦、SOHO事業者等が自らの経験、ノウハウを活かして働く場を作ろうとする場合にも活用されています。

▽協業組合(団体法)

お互いの事業の全部あるいは一部を組合に統合(協業)して企業規模の適正化を図ることにより、

生産性の向上や合理化を達成することを目的とした組合です。この場合組合員は組合の事業と実質的に競争関係にあるような事業はこれを行うことができなくなります。

古い設備を廃棄し、最新鋭の設備を共同で導入することにより生産工程を協業化するケース、原材料の仕入れや販売部門を効率化するため数社で協業化するケース、部品加工業者と完成品メーカーによる一貫生産に活用されるケース等が考えられます。

事業協同組合の役割と性格

設立にあたっては、発起人は勿論のこと設立同意者及び事務局が組合の役割を理解するとともに、その性格及び運営上の原則についても十分に認識しておくことが不可欠です。

▽役割

共同経済事業を通じて組合員の抱えている事業上の問題点の解決を図り、組合員の経済的地位の向上を図ることが基本です。

▽性格

①人的結合体

事業協同組合は、共同して事業を実施する組織であるため、組合

員相互の結びつきを中心とする人的結合体としての性格を持っています。

- ・相互扶助
- ・議決権、選挙権の平等
- ・加入脱退の自由
- ・出資口数の制限

②自主的組織

事業協同組合は、構成員が自らの意思により加入し、事業活動や運営に参加することによって成り立つ組織です。

③事業の特性

事業協同組合は、中小企業者が共同して事業を行うための組織であり、その事業によって、組合員の経済活動の機会を確保し、自主的経済活動の促進と経済的地位の向上を図ることを目的としているため、事業協同組合の事業は組合員の事業活動に関連するものに限られます。

④組織構成の自由性

事業協同組合の構成要件は、組合員が中小企業者であること、4人以上の加入者があることが組織・構成上の要件であり、これを満たす限り構成についての制限はありません。

▽協同組合原則

- ① 相互扶助
- ② 加入脱退の自由
- ③ 議決権、選挙権の平等
- ④ 剰余金配当の基準
- ⑤ 組合員への直接奉仕（組合と組合員との取引を通じて組合員の経済活動を助成する）
- ⑥ 政治的中立

協同組合設立の目的

組合事業を通じての組合員企業の経営の近代化・合理化（問題解決）を図ることです。

事業の種類としては経済事業、教育情報事業、福利厚生事業があり、経済事業のうち、組合員がかかわるなどの事業を共同化していくのが組織化のポイントです。

協同組合の組織構成

▽組織

- ① 規模（構成員の規模、事業の規模、組合員の利用量）
- ② 地区（事業の経済性、組合員の結束性、組合員資格者の地域分布）
- ③ 出資（事業量に見合った資金量の確保、自己資本の充実、財政基盤の確立）

▽運営組織

① 総会（組合員全員をもって構成する最高の意思決定機関）

- i 定款の変更、ii 規約の設定、変更又は廃止、iii 毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更、iv 経費の賦課及び徴収の方法、v 決算関係書類の承認、vi 役員を選任及びリコール、vii 組合員の除名、viii その他

② 理事会（業務遂行についての意思決定）

- i 代表理事の選任、ii 組合員の加入の承認、iii 持分の譲渡の承認、iv 出資口数減少の承認、v 理事の自己契約の承認、vi 総会の召集の決定、vii 総会提出議案の決定、viii 総会において決定した事業の遂行及びその細目の決定、ix その他

③ 役員（理事、監事）

- ・ 理事は組合との委任契約に基づき、善良なる管理者の注意をもってその職務を行わなければならないし、法令、定款、規約の定め及び総会の決議を遵守して、その職務を行うべく忠実義務を負っております。

・ 理事は理事会を構成し、業務遂行の決定に参画するとともに、代表理事による業務遂行の監視的役割を果たすべき集団としての機能も

あります。

・ 理事が任務懈怠によりその責任を果たし得ず、組合に損害を与えたときは、その理事は連帯して組合に対し損害賠償の責に任じなければなりません。

・ 監事の職務は、組合の業務及び会計監査をすることにあります。（大規模組合でない、組合員数が1000人以下の組合は、定款において監事の監査範囲を会計に限定することができます。）

・ 監事は理事又は組合の使用人と兼務することはできません。

④ 代表理事（組合代表権、業務遂行権）

・ 理事会において決定した業務を現実遂行する職務を担当する必要常置機関です。

・ 代表理事が組合のために行った行為は原則としてすべて組合の行為となり、その効果はそのまま組合に帰属します。

⑤ 事務局（総会、理事会の決定事項が代表理事によって実際に具体化する部門）

・ 事務局は組合運営の要で、総会や理事会の決定に基づいて、実際に組合事業の遂行に当たるのは事務局ですので、その体制を確立し、

組合運営に情熱をもった優秀な人材を迎える必要があります。

組合の設立

組合を設立するには、所管行政庁の認可を要するなど法律に定められた一定の手続きが必要で、

設立をご検討の方は、予め中小企業団体中央会の設立相談室にご相談ください。

中小企業団体中央会

中小企業団体中央会は、組合法により、中小企業の組合等を会員として設立された公益性の高い法人で、全国中央会と47都道府県中央会からなる中小企業団体の地域指導機関です。

中央会では、組合の設立や運営の支援、あるいは中小企業グループの経営についての相談に応じるとともに、国や地方公共団体の施策等を、中小企業組合を通じて個々の中小企業者に啓蒙・普及していく事業を推進しています。

◎詳細は

設立相談室

Tel 043-306-3285

して行う事業の助成その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 産業の集積の活性化** = 国は、自然的経済的社会的条件からみて一体である地域において、同種の事業又はこれと関連性が高い事業を相当数の中小企業者が有機的に連携しつつ行っている産業の集積の活性化を図るために必要な施策を講ずるものとする。
- 商業の集積の活性化** = 国は、相当数の中小小売商業者又は中小サービス業者が事業を行う商店街その他の商業の集積の活性化を図るため、顧客その他の地域住民の利便の増進を図るための施設の整備、共同店舗の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 労働に関する施策** = 国は、中小企業における労働関係の適正化及び従業員の福祉の向上を図るため必要な施策を講ずるとともに、中小企業に必要な労働力の確保を図るため、職業能力の開発及び職業紹介の事業の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 取引の適正化** = 国は、中小企業に関する取引の適正化を図るため、下請代金の支払遅延の防止、取引条件の明確化の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 国等からの受注機会の増大** = 国は、中小企業が供給する物品、役務等に対する需要の増進に資するため、国等の物品、役務等の調達に関し、中小企業者の受注の機会の増大その他の必要な施策を講ずるものとする。

■経済・社会環境変化への適応の円滑化

1. 国は、貿易構造、原材料の供給事情その他の経済的社会的環境の著しい変化による影響を受け、現に同一の地域又は同一の業種に属する相当数の中小企業者の事業活動に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがある場合には、中小企業の経営の安定を図り、及び事業の転換を円滑にするための施策その他の必要な施策を講ずるものとする。
2. 国は、中小企業者以外の者の事業活動による中小企業者の利益の不当な侵害を防止し、中小企業の経営の安定を図るための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
3. 国は、取引先企業の倒産の影響を受けて中小企業が倒産する等の事態の発生を防止するため、中小企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
4. 国は、中小企業者の事業の再建又は廃止の円滑化を図るため、事業の再生のための制度の整備、小規模企業に関して実施する共済制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。
5. 国は、これらの施策を講ずるに当たっては、中小企業の従事者の就職を容易にすることができるように必要な考慮を払うものとする。

■資金供給の円滑化及び自己資本の充実

- 資金の供給の円滑化** = 国は、中小企業に対する資金の供給の円滑化を図るため、政府関係金融機関の機能の強化、信用補完事業の充実、民間金融機関からの中小企業に対する適正な融資の指導その他の必要な施策を講ずるものとする。
- 自己資本の充実** = 国は、中小企業の自己資本の充実を図り、その経営基盤の強化に資するため、中小企業に対する投資の円滑化のための制度の整備、租税負担の適正化その他の必要な施策を講ずるものとする。

■千葉県中小企業団体中央会

- 総務部：総務課 043 - 306-3281
- 連携支援部：
 - 商業支援課 043 - 306-3284 工業支援課 043 - 242-3277 経営支援課 043 - 306-3282
- 設立相談室 043 - 306-3285

中小企業施策の基本スタンス

1963年に制定された中小企業基本法は、1999年に全面的な改正がなされ、本年で10年を迎えます。国の中小企業施策の基本スタンスはこの法律に定められており、中小企業施策について、その理念、方針その他の基本となる事項が定められております。

したがって、政権が変わろうとも法律が変わらない限り、国や地方公共団体はこの法律の枠組みの範囲内で中小企業施策を展開していくことになります。今後組合の戦略立案のときには、このスタンスの方向性を理解しておいた方が何かと便利かと思えます。以下はその概要です。

■ 経営革新及び創業促進

□ **経営革新の促進** = 国は、中小企業者の経営の革新を促進するため、新商品又は新役務を開発するための技術に関する研究開発の促進、商品の生産又は販売を著しく効率化するための設備の導入の促進、商品の開発、生産、輸送及び販売を統一的に管理する新たな経営管理方法の導入の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

* ここで「経営の革新」とは、新商品の開発又は生産、新役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入、新たな経営管理方法の導入その他の新たな事業活動を行うことにより、その経営の相当程度の向上を図ることをいう。

□ **創業の促進** = 国は、中小企業の創業を促進するため、創業に関する情報の提供及び研修の充実、創業に必要な資金の円滑な供給その他の必要な施策を講ずるとともに、創業の意義及び必要性に対する国民の関心及び理解の増進に努めるものとする。

□ **創造的な事業活動の促進** = 国は、中小企業の創造的な事業活動を促進するため、商品の生産若しくは販売又は役務の提供に係る著しい新規性を有する技術に関する研究開発の促進、創造的な事業活動に必要な人材の確保及び資金の株式又は社債その他の手段による調達を円滑にするための制度の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

* ここで「創造的な事業活動」とは、経営の革新又は創業の対象となる事業活動のうち、著しい新規性を有する技術又は著しく創造的な経営管理方法を活用したものをいう。

■ 経営基盤の強化

□ **経営資源の確保** = 国は、経営方法の改善、技術の向上その他の中小企業の経営基盤の強化に必要な経営資源の確保に資するため、次に掲げる施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

* ここで「経営資源」とは、設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。

1. 中小企業の施設又は設備の導入を図るため、中小企業者の事業の用に供する施設又は設備の設置又は整備を促進すること。
2. 中小企業の技術の向上を図るため、中小企業者が行う技術に関する研究開発を促進し、国が行う技術に関する研究開発に中小企業者を積極的に参加させ、国、独立行政法人、地方公共団体又は地方独立行政法人の試験研究機関及び大学と中小企業との連携を推進し、並びに技術者研修及び技能者養成の事業を充実すること。
3. 中小企業の事業活動に有用な知識の向上を図るため、経営管理者に対し研修の事業を充実するとともに、新たな事業の分野の開拓に寄与する情報その他の情報の提供を促進すること。
4. 国は、中小企業者の必要に応じ、情報の提供、助言その他の方法により、中小企業者が経営資源を確保することを支援する制度の整備を行うものとする。

□ **交流又は連携及び共同化の推進** = 国は、中小企業者が相互にその経営資源を補完することに資するため、中小企業者の交流又は連携の推進、中小企業者の事業の共同化のための組織の整備、中小企業者が共同

中央会制度の変遷

産業組合中央会

わが国における中小企業の組合組織が明治初めの同業組合以来、主として政府の保護奨励あるいは助成措置によって発達してきたように、中央会制度も政府の商工政策の一環としてその歴史をたどってまいりました。

日本最初の中央会は1905年（明治38年）に任意団体として発足した大日本産業組合中央会で、これが今からちょうど100年前の1909年（明治42年）の「産業組合法」の第二次改正によって法制化され、社団法人となりました。そういう意味では、今年が中央会制度法制化100周年という記念すべき年でもあります。

産業組合法は明治の資本主義が発達するにつれて、中小零細企業が大資本に圧倒されている状況から救済するために、加入脱退の自由、議決権の平等、出資利子の制限、利用分量配当といった協同組合原則の基本を組み入れた法律として制定され、主に農村地域で発達したもので、現在の農協はこの産業組合法にルーツを持つ組織です。

工業・商業組合中央会

明治以来、産業組合（農業）と同業組合（商工業）の二つの組合制度がありましたが、新しい組合制度として工業組合と商業組合が生まれ、1932年（昭和7年）に工業組合中央会が任意団体として発足し、翌年には法制化されました。商業組合中央会はそれより少し遅れて、1935年（昭和10年）

に任意団体として発足、1938年（昭和13年）に法制化されました。

この二つの中央会の目的は、組合制度の普及、発達及び連絡を図ることで、主な事業は組合相互の連絡、指導、調査、陳情・建議、講習会の開催、組合設立の奨励、組合及び功労者の表彰、図書発行、全国大会の開催等でした。

商工組合中央会

1943年（昭和18年）に施行された「商工組合法」によって、戦時統制下の国策施行の一元化のために商工の両中央会は解散し、商工組合中央会が発足しました。

商工協同組合中央会

1946年（昭和21年）、商工組合法は統制色のない民主的な「商工協同組合法」に改められ、中央会も商工協同組合中央会に組織変更されました。

しかし、その後独禁法との関係や連合軍の占領下にあったことなどから、組合制度の整備統一が図られ、1949年（昭和24年）の「中小企業等協同組合法」の施行に伴い、中央会という中央集権的な組織は認められないということになり、商工協同組合中央会は根拠法を失い、自然解散ということになりました。

中小企業等協同組合中央会

中央会という中小企業組合の指導・連絡団体は、法律から消えて6年間に及びましたが、1951年（昭和26年）サンフランシスコ対日講和条約でわが国の独立が

達成されると、中小企業者自らによる、自主的な指導機関としての中央会制度復活の要望が全国から澎湃し、その実現のための議論がなされるようになりました。

このような情勢の中、政府は1955年（昭和30年）中小企業等協同組合法の一部改正案を閣議決定し、中小企業等協同組合中央会の法制化が日の目を見るに至りました。そして、同年9月に長崎県中央会がその第1号として発足しました。その後、全国の都道府県に47の中央会と全国中央会が設立されました。

中央会は、組合制度の普及発達及び個別企業、任意グループ等を含めた中小企業全体の健全な発展を図ることを目的とした極めて公益性の高い指導連絡団体ですから、行なう事業としては、組合等の組織、事業及び経営の指導、組合等の監査、組合に関する教育・情報の提供、調査研究等の指導事業並びに個別企業、任意グループ等を含めた中小企業の指導事業が主な事業です。

千葉県中小企業団体中央会

本県も1956年（昭和31年）3月20日に千葉県中小企業等協同組合中央会として発足。その後1958年（昭和33年）の「中小企業団体の組織に関する法律」の施行に伴い千葉県中小企業団体中央会と改称され、県下の中小企業組合をはじめとした連携組織と中小企業者の信頼に応じて現在に至っております。

情報連絡員報告を中心とした
県内の中小企業動向
9月

■味噌製造 【県下全域】

県組合の1～8月出荷累計は、対前年比86%で、景気の落ち込みによるものなのか、秋から需要期に期待したい。

■麺類製造 【県下全域】

農水省から今秋の麦価が発表され、10月16日より、平均で23%の引き下げとなった。原料小麦粉の価格改訂は、11月中旬に予定されている。消費者の低価格志向の強まりが懸念される。

■シャツ製造 【千葉県・東京都】

毎月、悪化している。縫製業の先行きを考え、廃業するところや検討しているところが多い。

■製材 【県下全域】

前月同様、新築需要が出ず、補修やリフォームが目立ち、売上に結び付く販売量に達していない。

■印刷 【県下全域】

9月の売上高は、前月と比較して官需共に若干増加した模様。漸く下げ止まったとの思いと一部に上向く兆しを感じているが、経費節減で商業印刷の需要がかなり

落ち込んでいる。

■生コン製造 【県下全域】

毎月景気悪化が続いているが、8月は前年比でも極端に悪化。全く先が見えない。

■電気鍍金 【県下全域】

景況は悪い。8月は、夏季休暇等により、売上額は前年同月比マインス38%であった。

■鉄工 【千葉】

景気動向は「下向き」から「水平」にシフトできたものの、水面下から脱しきれていないため、経営環境は依然厳しい状態。

■機械部品製造 【野田】

依然と厳しい状況である。

■機械部品製造 【流山】

9月の半期決算に伴い、在庫調整があり、注文は以前増えている。一部の業種では、増産傾向にあるが元には戻っていないので厳しい状況に変わりなく、底で安定している感がある。

■土砂採取 【県下全域】

県議会において、鬼沼山国有林の山砂採取を求める地元事業者らの請願が採択された。

■食肉卸売 【千葉市他】

肉類の消費減少がひびき、大手の在庫が増加し価格が低下したた

めに、生産者は原価割れになり、生産者の転廃業が増加している。

■建築材料卸売 【県下全域】

このところ前年比30%減が続いている。公共事業とくに箱物はより一段の減少が必至で、セメント業界の水河期はこれからも当然続くものと思われる。

■自動車解体 【県下全域】

ディーラーからの発注は増えているが、ディーラー取引が少ない会社は相変わらず入荷が少ないため、厳しい状況である。

■電気機器小売 【県下全域】

エコポイントが下支えとなり、極端な売上不振とはいえないが、前年比ダウンは間違いない。

■小売 【大網白里】

生活防衛型消費となってきたため、生活防衛型消費となってきたため、そのため購買単価が下落している。

■中古車販売 【県下全域】

市場は慎重若しくは鈍化配向の様相。当面、積極的な仕入れは少なく、直販対象車を中心に選別した仕入れが強まるだろう。

■小売 【東金】

衣料品関係は大きく前年割れ。食料品関係も大手のより安い商品強化で消費者は支出を抑えている傾向。飲食関係も外食を減らし、

生活防衛の壁に突き当たり、今後の対応に苦慮している。

■小売 【野田】

今月初めに、競合店がオープンした影響で、売上を落としていた。加えて、景況はまだ先行き不透明のために厳しい状況である。

■農業機械販売整備 【県下全域】

農家への所得補償制度、生産調整の廃止、FTAの促進等新政策の政策と、国民の食糧生産を担う日本の農業をどうするのか、という方向性が見えてこないために農機需要はマイナスに推移している。

■自動車・自転車小売 【県下全域】

自転車の売上は相変わらず横ばいなのですが、修理は好調のようです。

■小売・サービス 【柏】

新型インフルにより、行事が中止された影響で売上減少の会員店舗が出ている。市の共通商品券もほぼ使い終わって、商品券による特需も終了した模様。

■小売・サービス 【銚子】

9月に入りまた悪化した。

■建設揚重 【県下全域】

工事の中止が増えているため、年末の見通しが立たない。

■その他建物サービス 【県下全域】

8月後半から9月にかけて受注が増加。昨年同様利益を上げている。

■遊覧船 【鴨川】

アクアラインの値下げにより、地域のばらつきはあるものの、当社は少し増加している。

■一般廃棄物処理 【千葉】

前月に比べると、景況は好転しているものの、前年に比べると厳しい状況。

■土木建築サービス 【県下全域】

政権交代による公共事業費の見直し及び削減の影響が懸念される。

■ソフトウェア 【県下全域】

依然厳しい状況にある。補正予算凍結による影響あり。

■建設 【県下全域】

組合員の6ヶ月間の受注額は378億1900万円、前年比124億4300万円増であった。この主な要因は市町村の受注が増えたため。

■貨物運送 【野田】

まだまだ景気が良くなった感じがしないが、大型の配送センターの新築が目立つ。

■輸出入 【県下全域】

売上状況は良くないが、少し戻ってきた様子がみられる。本年度上半期で3社倒産した。

お知らせ

新型インフルへの対応

新型インフルエンザA(H1N1)は、現在世界的な規模で流行しています。また、09年秋冬における更なる流行も懸念されています。そのため、企業が事業を運営する上では、こうした状況に弾力的に対応することが求められます。

そのため、政府では企業に①外出については、自粛要請は行わない②集会、スポーツ大会などは一律に自粛要請を行わない③企業に対しては、事業自粛の要請は行わずに、感染機会を減らすための工夫を検討するよう呼びかけております。

新型インフルに対する企業の対応

企業においては、政府の対応などをきちんと把握し、新型インフルの流行に対して「どのように従業員を感染から守るのか」や「従業員にどのような配慮が必要なのか」を検討することが望まれます。

職場における感染防止策

まずは自社で感染の危険性が高い場所や事業などをきちんと確認しましょう。その上で次のような

対策をとる必要があります。

▼手洗いの徹底▼通勤方法変更の検討▼健康管理の呼びかけ▼職場の清掃や消毒の実施▼感染した場合の職場への連絡の徹底▼感染が判明した時の対応の周知

集客施設利用者への感染防止策

集客施設の利用者間で感染が拡大しないように次のような対策を検討しましょう。

▼発熱症状のある方などの利用はご遠慮いただく▼利用客が多くない場合に利用客間の席をはなす▼利用客が施設内で発症した場合に備える。

保育施設等休業の場合の配慮

育児や介護のために休まざるを得なくなった従業員に対して、休暇取得や短時間勤務、在宅勤務などを認めることを検討しましょう。

基礎疾患がある従業員への配慮

今回の新型インフルは、季節性インフルと同様に糖尿病や喘息などの基礎疾患のある方が重症化することが報告されています。

そのため、基礎疾患のある従業員を把握し、感染防止策を徹底しましょう。

濃厚接触者への対応

感染者と濃厚接触した従業員へ

の対応は、保健所からの指示(外出自粛など)に従うようにしましょう。

普段の感染防止策

職場における感染防止策に加え、従業員個人や家庭においても、次のような感染防止策きちんと行なうことが重要となります。日頃から習慣づけておくことが大切です。

▼手洗い・うがい▼咳エチケット▼マスクの着用▼感染者との距離の保持

将来への備え

今回の新型インフルは、季節性インフルと同程度の毒性であるため、強毒性の場合のような深刻な健康被害は発生していません。しかし、過去に発生した新型インフル(スペインかぜ)の大流行においては、第一波よりも第二波の方に大きな被害が出たという例があります。将来への備えを怠らないことが大切です。

また、新型インフルに対する事業リスクも検討しておくことも肝要です。有事の際の対応の仕方を予め取りまとめたものが「事業継続計画」BCPです。詳細については本誌7月号および前月号をご覧ください。

National Convention in Chiba

～激動のとき 今こそ発揮 団結の力!～

中小企業団体全国大会(千葉県大会)

11.19(木) PM1:30~4:00

幕張メッセ「イベントホール」

全国大会開催準備室 TEL .043-242-3277